第4回 日野市と原告団との協議 (議事要点録) 【確定版】

日 時 : 令和5年 3月9日(木)13時~14時

場 所 : 市役所 4 階 402 会議室

出席者 : 原告団 中谷共同代表、花田、笠間、井上

日野市 荻原副市長、竹村総務部長、高橋企画部長、小平環境共生部長、岡

田まちづくり部長、加藤浅川清流環境組合事務局長、小笠クリーン

センター長

配布資料: 次第

資料-1 配布説明用資料(2023.3.9版)

資料-2 3月議会報告(3/6)

北川原公園ごみ搬入路裁判判決確定を受けての対応について

別紙 第3回日野市と原告団との協議(議事要点録)【確定版】

1 あいさつ

荻原副市長 : 3/6 3月議会において、資料-2にあるとおり、議会・市民に向けて

「北川原ごみ搬入路裁判判決確定を受けての対応について」報告した。原告団との協議やその後の経過については積極的にメッセージを 発信していくことが大事であり、今後も概要を議会に報告していくこ

とが良いと思う。

中谷原告団代表: 荻原副市長が述べられたとおり、市全体に発信してもらうことは良いこ

とと思う。合意書の1項目を具体化することは困難であるが、広く透明性のある議論が必要で協議をしていきたい。市が議会の承認を得て進めていくという担保も必要である。3月にも説明会を開始するという事で

すから意見を出し合い実りあるものとしたい。

2 出席者紹介

上記出席者名簿のとおり

- 3 前回(第3回 2月1日開催)の振り返りと各項目報告・協議
- ① 検討会に向けた勉強会の調整
- ② 配布説明資料についての記載内容の検討(2月中を目途)

① 検討会に向けた勉強会の調整について

環境共生部長:北沢の事例については、世田谷区と訪問について調整しているが 3 月は相手側が厳しく引き続き日程調整する。

原告A: まちづくり条例について勉強する機会は。

環境共生部長:まずは北沢の事例について訪問してからが良い。

副市長:まちづくり条例の考え方についてはこちらから投げかけていく。

原告A:まちづくり条例の考え方の調整については、4月なり5月に調整したい。

② 配布説明資料についての記載内容の検討について

原告B:なぜ、説明会のお知らせを1面に掲載しないのか?4面の6. 説明会についての文では、資料を読んだ上で、意見のある人は担当課に連絡するか、説明会にご参集下さいと書かれている。資料は参加できない方向けの資料のはずである。説明会のお知らせ・日程については1面にするべきである。説明会を行うことを前面に出して、説明会に参加してもらうことが何よりも大事で、皆さんにどう理解してもらうことが重要である。

原告 C: どれだけ市民に理解してもらうかが大事であり、疑問に思うことを説明会で意見を 出し合い交流することが大事である。説明会に一人でも多くの人に足を運んでもらえるよ うな熱意のこもった組み立てにしてほしい。市長さんも副市長さんも当初から全市の説明 会は、「中学校ブロックで」ということを話されていました。多くの市民が参加でき、話し 合われたことを共有できるような説明会にしていきたい。

副市長: ごもっともな事と思う。お越しいただいた方に別刷りの資料を配布することも仕立てとして考えるのかとも思う。

原告 A:1 面のトップを「-日野市から説明させていただきます-」として、説明会の日付などを記載する仕立てではどうか。1 面のレイアウトを壊さないためには、2 の資料配布の目的は削除し、-説明会のご案内-を記載するのはどうか。

副市長:その後に日時と場所を記載するイメージで。

環境共生部長:資料配布する提案は北川原公園周辺 4 自治会から出てきたもので、レイアウトを全面的に否定するわけにはいかない。

副市長:配布説明資料の仕立てを4自治会とも調整して検討する。

原告 C: 2 の資料配布の目的の文章に続けて、「皆様に参加いただいてご意見を伺いたいので説明会を開催します」というようにするのが良い。

原告A:1面全部はレイアウトが変わるので変えない。2の資料配布の目的はいらないのではないか。

原告C:案内図は4面で良い。

環境共生部長:その点はこちらサイドにお預けさせてもらいたい。配布説明資料を 3 月中 に配るという日程は厳しい。説明会は急いで実施したいので早いタイミングで修正案をお 返ししたい。

原告 B: QRコードが関係ない内容に飛ぶので再度確認してください。10 月 2 日の市長の謝罪内容をQRコードで説明するのが良い。

原告B:5の「皆様の質問にお答えします」で、Qの2番目に「3市ごみ処理の必要はあったか」のAに「国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面等から広域化を選択しました」と書かれているが、内容がよくわからない。追加質問をしたくなる。Qの5番目の「都市計画を変更しなかったことが、都市計画法違反であれば、都市計画を変更すればよいのでは」の質問に対し、Aに「違法解消には様々な方法があります。あらゆる方法を検討していきます」の文が書かれているが、この文章では、都市計画変更も視野に入っているように読み取れる。検討したけれど都市計画変更しかなかったと言われかねない。これでは身もふたもない。

環境共生部長:北川原公園周辺 4 自治会やクリーンセンター地元周辺 5 自治会からはQ 5 の質問が多いのでQとして用意した。

原告B:市長が都市計画変更だけでなく、いろいろな議論を重ね、まちづくりをどう考えているのかという表現をしてきているはずである。今後についてみんなで話し合う方向性を示されたことと思う。

原告 A:1 面のはじめにで、「・・・あらゆる方策を検討し・・・」とあるのにQ5 必要か。 環境共生部長:検討して提案する。

副市長:4 自治会や5 自治会からは違法といわれたんだから違法性を解消すればいいじゃないかと直球で来る。そういう意味でQ5 は載せてある。

環境共生部長:Q5についてはAの書き方を調整して対応する。

原告 B: 市がこの地域の歴史的背景からも、より良い公園にすることを全面に出すべきである。 Q2のAでは、再質問したくなる。

副市長:共同化したことと搬入路を公園内に設置したことは切り離して考えていくべきである。

原告A:Q3について、市の客観的な説明としてはいたしかたない。今後、ごみを減量して、 その中で共同処理の必要性については議論していくことが大事である。

原告B:3月6日の市長報告で市議から出された質問は。

副市長:白井議員、新井議員、有賀議員から質問があった。白井議員からは原告団との協議議事録がホームページに載っているなど議会への報告が遅いとの指摘があった。4 自治会や5 自治会への説明などでどんな意見が出たか、また、説明会のイメージについて質疑され、オンライン会議等多くの人への説明の機会が増えるような要望がされた。新井議員からは、説明会で説明する内容について、北沢デザイン会議を参考にする方法について、また、IT技術を活用して様々な意見を聴くような手法について質問された。有賀議員からは、まずは

一連の検証をすべきとの意見、また、国分寺市、小金井市の2市長へ市長自ら出向いて説明 すべきとの意見をいただいた。

4 その他

クリーンセンター長:次回に向けた課題整理としては、

- ① 配布用説明資料の修正案の提示、修正案のメール送信後、3月13日もしくは 20日の週で協議することとする。
- ② 北沢デザイン会議について世田谷区へ訪問することを調整する。

環境共生部長:説明会開催については、配布説明資料を整える関係上、4月にずれ込む可能性がある。

次回協議会は、令和5年4月で調整する。